

平成 28 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C K グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 崎 秀 則
(J A S D A Q ・ コ ー ド 番 号 2 4 9 8)
問 合 せ 先 取 締 役 森 田 信 彦
統 括 本 部 長
T E L 0 3 - 6 3 1 1 - 6 6 4 1

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 24 日開催の取締役会において、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 12 月 22 日開催予定の第 11 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役に当社グループの中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当社取締役が兼任する各連結子会社より支給される退職慰労金に相当する固定報酬に代わり、社外取締役を除く当社取締役（以下、「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入するものであります。（なお、当社では第 4 回定時株主総会終結をもって退職慰労金の廃止をしておりますが、各連結子会社より支給される退職慰労金の引当の一部につきましては当社が費用負担しております。）

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、当社の対象取締役に対して譲渡制限付株式の交付のための金銭報酬債権を当社から報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認が得られることを条件といたします。

なお、当社取締役の報酬限度額は、平成 18 年 7 月 13 日開催の(株)オリエンタルコンサルタンツの臨時株主総会においてご承認いただいております株式移転計画において年額 230 百万円以内（使用人分給与は含まない。）と定められておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社および当社連結子会社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、退職慰労金の5年分に相当する金額を一括して支給するため、年額58百万円以内とし、そのうち、当社が本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、当社負担分である年額26百万円以内といたします。一方、本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は15年間としております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社社外取締役および社外監査役の審議を得たうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等が含まれること

3. その他

本株主総会において、本制度の導入に関する議案につきご承認いただいた場合、子会社の取締役に対しても、同様の譲渡制限付株式を取締役会の決議により発行又は処分する予定です。

以 上